

もくじ

京都府議会 2025年12月定例会

ばば こうへい議員の一般質問	···	1
浜田 よしゆき議員の一般質問	···	8
他会派の一般質問項目	···	14

●京都府議会2025年12月定例会で、日本共産党のばばこうへい議員、浜田よしゆき議員が行なった一般質問の大要を紹介します。

2025年12月定例会 一般質問・大要

ばばこうへい議員（日本共産党・京都市伏見区）

12月8日

万博工事未払いの実態を掴み、建設業者の被害対策を

【馬場議員】日本共産党の馬場紘平です。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問します。

まず最初に、大阪関西万博の建設工事代金未払い問題と想い手三法の改正についてお聞きします。

大阪関西万博が10月13日に閉幕しました。大阪府の吉村知事などは「大成功」と強調しています。しかし、一般来場者数が約2557万人と多くの方が訪れたものの、運営費で2百数十億円の黒字の見込みは、警備費255億円や途上国出展支援240億円など、国費に付け替えるなどによるところが大きく、万博協会自身が発表しているように「収支はギリギリ」というのが実態です。

さらに深刻なのは、建設費は約2倍の2350億円にまで膨らんだものの、「間に合わない」と言われた建設工事を間に合わせるために、現場では車などに寝泊まりしての突貫工事を余儀なくされた現場労働者が多数発生するなど、労働基準法を無視した異常な事態が起これ、しかもその工事費では多数の未払い問題が発生しています。

こうした事態を放置して「大成功」などあり得ないのでしょうか。当然、開幕を強行した国、万博協会、大阪府・市の責任が極めて重いことは言うまでもありません。しかし、報道されているように、京都府内の建設業者の中にも、未払いの被害にあってる業者や、その影響で「倒産や廃業の危機」という業者まで出ています。常任委員会では、「相談があれば対応するが、相談は来ていない」と言われていますが、抜本的な対応の見直しが必要だと考えます。

私は、未払いにあっている事業者の方のお話を聞きしました。左京区で大型空調設備などの基礎工事を行う若い事業主の方は、仕事を増やすための飛び込み営業をかけてる中で、「万博工事でやってくれるところを探しているところがある」と聞いて、今年2月にブラジルパビリオンの工事約200万円を行いました。しかし、受注した二次下請け業者からの支払いはなく、何度も連絡しても「ちょっと待ってほしい」「分割で支払いたい」と繰り返すばかりで、未払い状態が続いています。一次下請け業者に相談したところ、二次業者への発注は総額約6800万円に上りすでに支払いが終わっていること、本来必要な建設業許可を持っていないこと、他にも未払いの相談があることなどがわかりました。しかも、パビリオン全体の内装や外装に関わる工事にもかかわらず、1次業者が2次業者に発注を行ったのは、2024年11月19日。工期は2025年3月27日までです。

4月13日の開幕日まで半月、展示の準備など含めるとどれだけギリギリの状況で進められていたのかがわかります。ギリギリの工期、人手不足、資材高騰などを背景にして、本来工程管理や支払い状況の確認などに、目を配らなければいけない元請である特定建設業者がまとめて機能せず、さらに莫大な税金を投入し推進してきた行政は、本来建設業法に基づく指導や勧告などが必要であったにもかかわらず対応を怠ってきました。結果、現在の深刻な事態に繋がっています。まさに、政治の責任での早期解決が必要です。

そこで伺います。紹介したブラジル館の事例のように報道されていない事案もあり、明らかになっていいる事案は氷山の一角です。未払いはもちろん、過酷な労働環境の実態など、万博工事でどのような事態があつたのかを府として掴むためにも、専用の相談窓口を設置し実態を掴む努力を尽くすべきと考えますがいかがですか。

また、重層下請けや応援など、建設業特有の請負構造や働き方の中で、「民民」の問題としてしまいます。未払いが連鎖的に広がるなど事業者と労働者に深刻な事態を押し付けることがすでに起こっています。国交大臣が「実態調査は必要」と国会で答弁していますが、実態調査は当然のこととして、根本的な解決のために、国や万博協会に早期解決を強く求める必要があると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

さらに、万博閉幕後の解体工事についても、同様のトラブルが起こるのではないかと現場で懸念が広がっていることが報道されています。地元伏見区で、複数のパビリオンの設備工事に関わった事業者から話を聞きました。この事業者も建設工事期間中に約2000万円の支払いが遅れたことがあり、周りの現場では「遅れている」「払ってもらえない」ということです。そして、万博の閉幕が近づいてきたころ、建設工事の元請け事業者から、「解体でもお願いしたい」との話が来たそうです。しかし、元請けの契約自身が、建設工事に解体工事の費用が含まれた契約となっており、すでに建設工事ですら支払いが遅れるような状況があり、リスクが高いと判断してお断りしたとのことでした。さらに、解体の際にも万博協会が掲げる「SDGSへの貢献」に従い、建材などの再利用が求められ、通常の解体以上に人手も時間もかかる。ところが支払いには不安がある。これでは、どこも手をあげないのでないかとも話されました。

解体工事もタイプAは来年4月13日までに解体し更地にして返還、タイプXなども来年9月末には返還が求められています。そこでお聞きします。工期が迫る中で同じようなことが繰り返されることは絶対に防がなければなりません。対策の必要性をどのように考えているのかお答えください。また、府として、国や万博協会への働きかけ、府内事業者への対応などについてどのように対応されるのか答えください。

適正な賃金を位置づけた公契約条例の策定を

【馬場議員】 昨年6月に、三度目の品確法・建設業法・入契法の一体的改正いわゆる第三次扱い手三法が成立し、その中核である改正建設業法が今月12月12日から全面施行されます。今回の改正の最大の目的は、「適切な労務費等の確保と行き渡り」を実現することとされています。そして、そのために新たなるルールとして、標準労務費が設定され、これを著しく下回る見積もり・契約締結を禁止し、違反した業者は指導・監督、発注者は勧告・公表の対象となります。さらに、実効性を確保する対策として、適正な見積もりの促進、契約時の労務費確保と確保された労務費の労働者への支払い担保の施策の実施、許可行政による強制力のある立ち入り調査などの実施と行政指導などが上げられています。

これまで、設計労務単価が平成24年度比で85.8%も引き上げられている一方で、全京都建築労働組合のみなさんが毎年取り組んでいる賃金アンケートを見ても、現場労働者の賃金との乖離が広がっていることを指摘してきました。今年の賃金アンケートでは、設計労務単価と現場労働者の賃金との乖離率が36.9%と過去最大になっています。まさに、「適正な賃金の行き渡り」が待ったなしの状況です。さらに、万博工事での未払い問題では、未払いを受けている事業者の中にはまともな契約書を交わさずに工事をした事例や追加・変更工事の書面が作られていない事例などもあります。この点では、適正な賃金を要求するためにも、適正な見積もり、適正な契約を徹底することが待ったなしです。改正扱い手三法を形だけではなく、実効あるものにする府の取り組みが問われています。

そこで伺います。第三次扱い手三法への対応として、公契約大綱の見直しが本議会に提案をされています。しかし、その中身は府の役割として「労務費へのしわ寄せ防止など処遇改善を促進する」との一文が追加されるなどにとどまっています。これは、あくまで基本的な考え方を示すという「大綱」の限界です。これでは、設計労務単価は大幅に上がるが、現場労働者の賃金との乖離が広がるというこれまでの問題を改善し、「適正な賃金の行き渡り」という新たな局面に正面から向き合うものとはとても言えません。府として適正な賃金をしっかりと示し、それを守ることを義務付けた公契約条例を作り、役割を果たすべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

【答弁：西脇知事】 大阪関西万博の建設工事に関する相談窓口の設置についてでございます。大阪関西万博における一部の海外パビリオンの建設に関しまして、著しく短い工期や請負代金の未払いなどが発生

することにつきましては、報道等により承知をしております。建設工事の請負代金は、契約当事者間の合意に基づき適正に支払うべきものであり、仮に未払いが生じた場合は、まず当事者間の協議を通じて解決を図る必要がございますが、解決に至らない場合には企業の経営を圧迫し、引いては労働者の処遇の悪化につながる恐れもございます。

京都府におきましては、万博に限らず建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決の場として、建設業法に基づく建設工事紛争審査会を設置し、その事務局として広く相談を受け付けてまいりました。

審査会では公正中立な立場のもと、専門家により迅速な解決を図ってきたところでございます。万博に関しましては、先月21日の衆議院 国土交通委員会におきまして、金子国土交通大臣が「政府としては海外パビリオンの建設工事にかかる支払いの問題については、「民民」の問題として関与しないという姿勢ではなく、国土交通省の協力のもと主催者である日本国際博覧会協会が中心となって相談窓口を設置し、個別の契約の問題解決に向けた対応を行っている旨の答弁をされております。

京都府といたしましては、今後とも建設企業や関係団体等へ建設工事紛争審査会の周知を図りますとともに、国や博覧会協会の動向を注視しつつ必要があれば建設業の国家権者である行政庁としての適切な対応を継続してまいりたいと考えております。

【答弁：石井建設交通部長】国や博覧会協会への働きかけと、府内企業への対応についてでございます。海外パビリオンの建設工事に係る未払いにつきましては、国におきましては、「民民」の問題であるため全く関与しないとの立場は取っておらず、博覧会協会等々も連携し個別の契約の解決に向け、取り組んでいるものと承知しております。また、今後の対策につきましては、請負代金の支払いにかかる紛争の背景に契約内容が口頭で取り交わされているなど、関係法令に照らして不適切な契約手続きがあったことも一因と考えられることから、国におきましては、今年9月に建設業関係団体等に対し 契約の書面化など建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底を求める通知を発出したところでございます。京都府といたしましては、引き続き国や博覧会協会の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

府内企業への対応につきましては、京都府におきましても建設業関係団体に対し下請け契約における適正な工期や請負代金の設定、書面による請負契約の締結、適切な下請け代金の支払い、関係法令の規定に抵触する取引の通報などの徹底を求める通知を繰り返し排出するとともに、各建設企業に対し、建設業許可の更新時などの際に関係法令の住所について周知を図っているところでございます。

また、建設業法違反にかかる通報を受けるために国が設置した窓口である「駆け込みホットライン」などに、未払い等の法令違反の疑いが通報された場合には、その情報は国等から都道府県等へ情報提供されることとなっております。

京都府知事が許可した建設企業に関する情報提供があった場合には、国とも連携しながら実態の把握と問題の解決に向け適切に対応してまいります。今後とも建設業関係団体への働きかけや京都府知事が許可した建設企業に対する適切な指導監督を通じて、建設工事の請負契約に関する法令遵守が徹底されるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

【答弁：臼井総務部長】賃金条項を含む公契約条例の制定についてでございます。労働者の賃金等の労働条件は、労働関係法令のもとで労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に条例などで賃金の基準を新たに設けることにつきましては慎重に対応することが必要であると考えております。また労働者の賃金問題は公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして労働法制の中で対応されるべきものと考えております。なお、建設業につきましては昨年6月に担い手三法の改正が行われ、担い手確保を目的に労務費の基準となる標準労務費が示され、公共・民間工事を問わず、それを著しく下回る金額での見積書の提出や契約締結等が禁止されることとなりました。これを受けて公契約大綱の見直しを行い、京都府が発注する工事につきまして、労務費を含む必要経費が見積書等に適切に内訳明示されているか、元請け、下請け関係において適正な請負代金等での契約締結がなされているかなどを確認することとしております。

今後とも公契約大綱に基づき受発注関係のさらなる適正化を図ることで、建設労働者の適正な労働環境の確保にもつなげてまいりたいと考えております。

【馬場議員：再質問】知事からは、万博に限らず紛争審査会の中でやっていくという話がありました
が、一般的な話でないということを理解していただきたいと思っています。先ほども一部紹介しました

けれども、本当に現場で言いますと「一部払ってもらえない」「全体が払ってもらえない」とかそういうことを含めると、どこでもそういう話が聞かれる。さらには、「そんな現場が全くないような現場はないのではないか」「元請けとの関係で泣き寝入りをしているところもある」とこんな話まで聞かれるような状況になっていまして、まさに一部の民間業者間の問題ということではなくて、万博工事の中に広く広がっている重大な問題だという認識が必要で、だからこそ府として実態をしっかりと掴んでいただいて、その影響が府内の事業者、労働者に及ばないように、ちゃんと手立てを打っていただきたいということを申し上げています。

1点再質問します。万博工事にかかわる工事で、事業者が倒産・廃業に追い込まれると、労働者が困窮することは絶対に起こしてはいけないと思いますし、そのためには、府内の事業者や労働者について実態を把握するということは必要だと思いますし、同時にその解決のために前面に立っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

「民民」の問題ではないという立場に立っていただいているというふうな答弁が部長からありました。当初は「民民」の問題だということで突き放してきたということがこの問題を深刻化してきたわけで、今もこういう状況になっていて急いでやらなければいけないと。「対応見ながら適切にどうしていくのかっていうのを考えます」というような時期はもうすでに過ぎているわけで、早期解決をどうするのか、その前面に立つべきということを考えますが、再度お答えいただきたいと思います。

担い手三法の対応について状況が変わっていると。最低賃金法を超えて規制をするということは慎重でなければいけないということがありましたけれども、今回の建設業法の改正というのは適正な賃金の行き渡りっていうのが大きな柱になっているわけで本当にそういった意味ではこの部分がどれだけ府の取り組みの中に入していくのかということが極めて重要なわけで、大綱の中でこの部分の根本的な部分が触れられていないということが私は大きな問題だというふうに思っています。

新たな局面に入った中で、その認識についてはどう考えているのか、この点についてお聞かせいただきたいということと、衆議院の付帯決議では、デジタル技術の活用などが諸々書かれたうえで、可及的速やかに、全産業平均並の賃上げに労働者の賃金を引き上げていくということが必要だし、必要な措置が書かれているわけです。これまで指摘した実態の乖離を急いで解消することが求められているという指摘だというふうに思いますが、条例が私は最も速やかで確実な対応だという風に考えますがいかがでしょうかお聞かせください。

【西脇知事：再答弁】馬場議員の再質問におこたえいたします。従来から、御答弁いたしましたように、工事紛争審査会を通じて相談の窓口を開いております。それから建設業関係団体に対しましてもそのPRをしておりますが、今回の万博の件は万博という一つの特殊な事案として、国土交通省の協力を得て博覧会協会が総合的な相談窓口を設置しているということでございますので、そこでの対応も注視しながら私どもも必要があればしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、「民民」の関係ではありますけれども建設業法に基づくフレームの中で建設工事業者に不当な負担がかからないように、またそれがひいては労働者の待遇の悪化につながらないようにという観点で私どももしっかりと対応してまいりたいと思います。

【臼井総務部長：再答弁】2点ご質問をいただいております。1点目は、新たな局面である担い手三法の改正に伴う動きへの対応でございます。まず、担い手三法の改正によりまして、京都府といたしましても建設業における賃金の確保と行き渡りの担保というのは重要な課題だと認識してございます。

そのため、それを受けた今回の公契約大綱を見直すこととしてございまして、この見直しによりまして労務費の基準となる標準労務費が受発注者間、元請け下請け業者間等の請負契約において、適正に労務比較されるような取り組みというものをしっかりとしていくことで、建設労働者の待遇改善に実効性のある取り組みとして繋げてまいりたいという風に考えているところでございます。

また条例の制定についてということでございます。建設業の賃上げにつきましては、京都府といたしましても重要な課題と認識してございます。平成24年に公契約大綱を制定して以来、経営体質強化や賃上げができる環境の整備といたしまして、府内企業への発注の原則化、重層的な下請け構造の改善等に取り組んできたところでございまして、今回改めて公契約大綱が改正されたことに伴いまして府としても、資格の取り組みを強化していくことで対応してまいりたいというふうに考えてございます。一方で条例の制定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ナショナルミニマムの見地でとか最低賃金法の関係であったりとか慎重な対応が必要だと考えているところでございます。

【馬場議員：指摘要望】御答弁をいただきましたけれども、万博の問題は改めてその政治の責任で解決するしかないっていうふうに私は思っているし、その責任が改めてあるということを強く申し上げたいというふうに思います。知事自身も万博を推進してきた立場なわけですけれども、本当にこの解決なしに万博の成功なんていうことは、私は絶対にありえないという風に思うので、そういう意味では、そこは責任持って同時にその責任を自覚していただいてしっかりと対応いただきたいと思います。公共事業の現場労働者の賃金については、設計労務単価の支払いが賃金をしばるものではないんだといういうようなことが、前知事時代から答弁をされてきてまして、その結果が今の事態つまりは設計労務単価がどんどん上がっていくけれども、現場労働者の賃金がそれに追いつかないどんどん改良していくということが広がってきてているわけで、ここにどう踏み込んでいくのかっていうこの私は大きな局面というのが今回の建設業法の中にある適正な賃金の行き渡りというところにあるんだというふうに思います。そういう意味ではやっぱり、賃金情報を含む公契約条例を制定は待ったなしだというふうに思いますので、改めて決断強く求めて次の質問に移りたいと思います。

物価高騰を上回る賃上げの実現へ 中小企業への直接支援を

【馬場議員】次に、賃上げ支援への本府の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

帝国データバンクの調査によりますと、本府の経済状況は、2024年の府内企業の倒産件数が前年比15.9%増の350件と12年ぶりに350件を超える、休廃業・解散が2年連続の増加、前年比14.8%増の1226件と深刻な状況にあります。1年間だけで、府内企業の約4%が市場から消滅した計算になると報道されています。

そうした中で、京都府の最低賃金の引き上げが11月21日から実施され、64円の引き上げで1122円となりました。京都商工会議所の経営経済動向調査では、9月の調査で当面の経営上の問題点として、「原材料高」が引き続きの高止まりしていることと同時に、「人件費負担増大」が前期比6ポイント増の41.2%と大きく上昇したことを報告し、さらに「特に中小企業で閉塞感が強まっている」としています。改正後の最低賃金額を下回る労働者割合である影響率は毎年過去最高を更新しています。これまで最低賃金ギリギリだった事業者の多くが対応を迫られることになります。改めて、急いで直接支援することが求められていると考えます。

10月に岩手県で、賃上げへの直接支援についてお話を伺ってまいりました。岩手県では、賃上げをする県内中小企業に昨年度一人当たり5万円だったものを6万円に引き上げ、一事業所当たり50人、300万円を上限に直接支援をおこなっています。私が話を聞きに行った10月頭の段階で3万人の枠のうち2万7千人分が支給されているということでした。さらに今年度岩手県では、国の目安額を大きく上回る79円の最低賃金の引き上げが答申されたことを受け、議会ではすでに知事が追加の支援策を行う意向を発表されました。しかし、岩手県中小企業団体中央会など業界団体で話を聞きますと、「これで安心」ということではないこともわかりました。要件が賃上げだけであることや、スピード一に支給されることなど、最低賃金の引き上げで対応が必要な事業者は利用が進むものの、実際には6万円では社会保険料の負担増など事業主の身出しが必要となり、東日本大震災に匹敵する倒産件数となっている今の地域経済の実態からすると、それでも深刻な状況にあるとのことでした。

そこで伺います。知事は、これまでから賃上げへの直接支援ではなく、持続的に賃上げできる環境づくりのための支援を行っていくとおっしゃっていました。しかし、地域経済の現状は、目の前の賃上げへの対応で倒産や休廃業・解散などを選択せざるを得なくなるところが、多数出かねない深刻な事態です。持続的に賃上げできる支援につなぐためにも、中小事業者を直接支援して賃上げできるようにするべきと考えますがいかがですか。同時に、緊急対策としての直接支援に加え、京都府最低賃金審議会の答申に労使の総意として明記された、「税や社会保険料の事業主負担の減免」などを国に対して強く求める必要があると考えますが、いかがですか。

決算特別委員会の総括質疑で、知事は「賃上げ支援の施策を総動員する」という骨太の方針2025の中身を取り上げて、「国に要望する」と答弁されました。また、記者会見で今年度の最低賃金の引き上げについて「引き上げ幅、レベルについて一定妥当だと考えている」と答えています。ところが、現在開かれている臨時国会では、高市首相は「2020年代に1500円を実現する」として来たこれまでの政府の方針を引き継ぐのかと問われ、明言しませんでした。そこで伺います。これでは、少なくとも賃上げを政府としても施策を総動員して進めるとしてきた、方針そのものを後退させることになってしまうと考えます。知事と

して国にしっかりと声をあげていただきたいと考えますがいかがですか。お答えください。

【上林商工労働観光部長】賃上げへの支援策についてでございます。賃金の引き上げは、労働者の生活の安定と向上が図られることにより経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にもつながることから重要だと考えております。また賃金の引き上げが持続的に行われるためには、中小企業が原資となる収益を確保できるよう経営基盤の強化を図るための支援を重点的に行うことが重要だと考えております。

このため京都府におきましては、生産性向上への支援や人手不足対策、金融支援と経営支援が一体となった伴走支援など累次にわたり賃上げができる環境整備のための支援を行ってきたところでございます。

令和7年9月定例会におきましてご議決いただきました中小企業経営基盤強化推進事業費補助金におきましては、賃上げを要件としつつ、即効的な経費削減効果がある設備投資等を支援しており、133件の申請がございました。今後とも持続的な賃上げを可能となるような経営基盤の強化に向けた支援を充実させることで、府内中小企業の事業継続を図ってまいりたいと考えております。

また税や保険料などの負担のあり方につきましては、社会経済情勢の変化と変化や給付と負担とのバランスなどを踏まえまして、一義的には国におきまして検討されるべきものと考えております。

次に最低賃金に対する国の姿勢についてでございます。国におきましては、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方のもと、最低賃金を2020年代に全国平均1500円とする目標をいわゆる「骨太方針2025」に示され、京都府におきましては、11月21日に最低賃金が64円引き上げされました。

高市総理は先月14日の参議院予算委員会におきまして、「できる限りの賃上げができる環境を作るための努力をする」と答弁されたところでございます。また同月21日に打ち出された総合経済対策におきましても、「物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、税制、補助金など総合的に活用し、賃上げの流れを全国に広げていく」とされており、賃上げに取り組む方針は 従来と変わりないものと認識しております。京都府といたしましては、国に対しまして賃金の引き上げに向けた支援施策の拡充などを要望しているところであります。今後ともあらゆる施策を総動員して賃金引き上げができる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

【馬場議員：再質問】これまで行ってきた対策、この間行ってきたもので133件応募がありましたという話がありましたが、まだ正確な数字は労働局から発表されていませんが、今おそらく今回の最低賃金の引き上げで労働者への影響率は25%以上になるんじゃないかなと思うわけですが、そうした状況から見て本当にそれが妥当なのかっていうことはやっぱり見なければいけないし、現状で言いますと中小企業家同友会の調査などを見ましても、やっぱり物価高騰と進まない価格転嫁という元々の経済状況の深刻な状況が改めて書かれているわけで、そこに賃上げが迫られるという状況になっていて、まさに今年の最低賃金の引き上げは、これまでとは全く違う情勢にあるということを見なければいけないと思うんですね。本当に手立てがないと事業者が倒れかねないという事態が広がっているし、そうした危機感が現場からあげられているというですから、これしっかりと答えていただく必要があります。

岩手県では先ほど紹介しました今年に入っての最低賃金の引き上げについて、対策をということを明言していた知事が先日発表した中身は、国の対策がない中で約27億円これを全額、一般財源で措置をして10月以降賃上げする中小企業に1人当たり最大8万円補助するという拡充予算を12月議会に提案をしています。現場から上がっている声にしっかりと応えて、対策を取らずに業者がつぶれしていくということが起こってしまうことになると、これまさに私は府の責任が極めて重大だと考えます。その点について一体どのように考えているのか、この認識をまずお聞かせをいただきたいと再質問一つと、もう一つは改めて直接支援を急いで実施する必要があると考えますが、この点について再度お答えいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

【商工労働観光部長：再答弁】厳しい状況にある中小企業への賃上げ支援でございます。物価高の長期化や人手不足の深刻化など、中小企業の環境は厳しい状況が続く中で、中小企業の事業の継続には持続的な賃上げが重要であると考えております。しかし中小企業が賃上げに必要な収益を確保できないと結局は事業を維持することが困難になり、雇用も失われることから、このバランスの中で必要な施策を講じるべきだと思っておりまして、京都府といたしましては中小企業が必要な体力に必要な経営基盤を強化するための支援を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。加えまして中小企業への直接支援への

対応についてでございますが、賃上げを直接支援する制度につきましては、企業が従業員の賃上げを行う場合に自治体から企業に補助金が支給されてされるものであり、賃上げを一時的に支援する取り組みだと承知しております。京都府といたしましては、賃上げを直接的に補助金で支援し続けるのは困難であり、企業が持続的に賃上げできる体力をつけることに注力することが、財政の使い道といたしましては適切だと考えております。引き続き持続的に賃上げができる環境の整備に全力をあげてまいりたいと考えております。

以上

浜田よしゆき議員（日本共産党・京都市北区）

12月10日

子育て世代への経済的支援について

【浜田議員】日本共産党の浜田よしゆきです。通告に基づいて、知事並びに関係理事者に質問します。質問に入る前に一言申し上げます。去る8日の午後11時15分ごろ発災した青森県東方沖を震源とする地震で被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復旧を願うものです。

それでは、質問に入ります。まず、子育て支援についてです。

本府の昨年度の合計特殊出生率は1.05で、全国ワースト5位と大きく落ち込みました。京都府の人口の6割を占める京都市は、前年比0.07ポイント減の1.01と過去最低を更新しました。京都市人口戦略室は、「数字を重く受け止めている。子どもを持ちたいと思う人が実現できるよう環境整備を進めていく」としています。子育て環境の整備では、子育て世代の労働条件の改善や経済的支援が不可欠です。

ところが、京都府の子育て支援策が極めて不十分なために、府内の京都市以外の市町村では府の施策に上乗せして子育て支援を行っていますが、京都市は府の施策の範囲内にとどまっています。ですから、京都市内在住の子育て世代が子育て支援が充実している近隣の市町に引っ越す例が少なくありません。

逆に、他府県や府内の市町から京都市内に引っ越してきた子育て世代が、子どもの医療費の助成が小学校卒業までにとどまっていることや小中学校の給食費が有料であることに驚かれていました。物価高に賃上げが追いつかず、子育て世代の実質賃金が下がり続けているもとで、風土づくりやイベントばかりでは子育て環境が良くなるはずはありません。

今こそ子育て世代への経済的支援が必要ではありませんか。お答えください。

わが会派は、10月上旬に青森県の子育て支援の取り組みを調査してきました。青森県では、出生数が1998年から2023年の25年間で約58%と全国2位の減少率で、その要因の一つは、若い世代の県外流出に歯止めがかかることがあると分析し、「こどもへの投資が青森県の未来を拓く」という基本理念のもと、合計特殊出生率の向上と15歳～49歳人口の純移動率の向上を目標に、こども・子育て「青森モデル」を策定して、子育て環境の改善に踏み出されました。その具体的な取り組みとして、昨年10月から、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を開始しました。

当初は学校給食費だけに使える給付金でしたが、既にその時点で17市町村が給食費無償化を実施していたので、今年度からは他の子育て施策にも使えるようにしたところ、今年度は40自治体すべてが学校給食費無償化と18歳未満の子どもの医療費無償化に踏み出しています。なお、近畿地方でも、和歌山県では、県が市町村の給食費の半額補助を決めることによって、昨年10月からすべての市町村で小中学校全員の給食費無償化がスタートしています。

そこで、具体的に本府の子育て支援策についてお聞きします。

まず、子どもの医療費助成制度です。本府では、一昨年10月から、通院は3歳未満という状況から小学校卒業まで拡充をされ、京都市以外の市町村は独自の上乗せを行って、宇治市、城陽市は中学校卒業まで、他の市町村は18歳未満まで拡充をされました。10月2日の京都市議会代表質問で、吉田副市長は「府市協調で、まずは中学生の通院医療費の制度拡充を進める」と答弁しました。一方、本府においては、子どもの医療費助成も含む福祉医療助成制度拡充の検討を行っています。府の制度をさらに拡充すれば、全ての市町村が18歳未満まで拡充することが可能になり、既に18歳未満まで拡充している市町村は、他の子育て支援事業を拡充することができます。

そこで、お聞きいたします。全ての市町村が18歳未満まで拡充できるように、来年度予算で京都府の制度を改めて、中学校卒業まで拡充すべきではありませんか。

次に、小中学校給食費の無償化についてお聞きします。

京都府は一貫して「学校給食は市町村が運営するもので京都府は支援できない。国に支援を求める」という姿勢でしたが、昨年度から始めた「子どもの教育のための総合交付金」は、栄養教諭の配置や地元食材の活用など、給食への支援にも使えることになりました。

しかし、今年度の予算では3億円と、青森県の「子育て支援市町村交付金」41億8900万円と比べると

桁違いに少ない規模でしたから、給食への支援には使われませんでした。なので、府内で給食費無償化を実施している市町村は、舞鶴市、伊根町、久御山町、精華町、井出町、和束町、笠置町、南山城村の8市町村にとどまっています。全国的には、青森県や和歌山県のように市町村の無償化の取り組みを県が財政的に支援するところが生まれ、その結果もあって、全国で小中学校全員の給食費無償の自治体が、2017年の76自治体から2023年の547自治体へと7倍にも増え、さらにこれは増え続けています。

そういう中で、国は来年度に小学校の給食費無償化を実施することになりましたが、中学校については先送りされております。

そこで、国に対して中学校給食の無償化を早く実施するように求めるとともに、それが実施されるまでの間、京都府として、全ての市町村が小中学校の給食費無償化に来年度から踏み出せるように、来年度予算で給食費無償化にかかる事業費全額を子どもの教育のための総合給付金の支援対象にするとともに、市町村への財政的支援を行うべきではありませんか。

次に、高校通学費の補助制度についてお聞きします。

京都府の制度は、非課税世帯は月1万円を超える分、課税世帯は月2万2100円を超える分の半額補助という不十分な制度で、令和6年度の利用者はわずか91人にとどまっています。

6月議会の代表質問で教育長は、他府県の制度と比べても見劣りしないと述べられましたが、例えば鳥取県では、市町村が通学費を助成する場合、県がその半額を負担する高校生通学費助成事業を実施し、2024年度時点で県内19の全市町村が通学費助成制度を整備をしています。

一方、京都府の場合は、条件のハードルが高いためにほとんど利用できないので、福知山市、京丹波町、長岡京市、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村の7市町村は独自補助を行っていますが、どの市町村も厳しい財政状況のもとで苦労されています。和束町では、町内の当該のバス停からJR加茂駅までの区間の定期券購入額の3分の2を補助していますが、3分の1の自己負担が重いということで、少なくない保護者が駅まで車で送迎されています。京丹波町では、JRや丹波海バスの減便が続く中で、200円バスや一回400円のライドシェアタクシーなどを利用していますけれども、定期券や回数券はないので、府の補助制度の申請が難しいとお聞きをいたしました。

教育長は6月議会の代表質問で、「非課税世帯に対して通学費月1万7000円を超える場合への補助を、令和元年度には1万円に拡充を図り、その結果、受給者が約2倍になった」と答弁されました。確かに、令和6年度の補助金受給者の91人中、非課税世帯は63人と、これまでの2倍になっています。しかし、課税世帯はわずか28人にとどまっています。やはり、月2万2100円という基準額が高すぎるからではないでしょうか。

ですから、基準額を一律1万円に引き下げて、基準額を超える全額を補助するように拡充するとともに、弾力的に運用することを求めることがありますけれども、いかがでしょうか。ここまでお答えください。

【知事：答弁】浜田議員の御質問にお答えいたします。子育て支援についてでございます。

私が知事就任以来、「子育て環境日本一・京都」の実現を府政の最重要課題として位置づけ、出会い・結婚から妊娠・出産・子育て・保育・教育・就労に至るまでの切れ目のない支援を行いながら、オール京都でその実現に向けて取り組んでまいりました。

議員ご指摘の風土づくりにつきましては、子育ては楽しいものであり、自分の成長にもつながるという意識を広く社会で共有し、誰もが暮らしやすい風土をつくるものであり、「子育て環境日本一・京都」の実現に欠かすことができないものだと考えております。

子育て世代の多くは子育てから喜びを感じておられます。一方で、経済的、精神的な負担感を感じておられるため、こうした負担を軽減し、子育てに伴う喜びを増やす取り組みが必要だと考えております。

京都府におきましては、これまで、私立高校に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるために学費等の支援を行う「私立高等学校あんしん修学支援事業」、子どもに対する医療費の自己負担額を京都府・市町村で助成する「子育て支援医療費助成制度」、保育所等に通う3人目以降の児童の保育料、副食費の免除を行う「第3子以降保育料無償化」といった多様な支援を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き、「子育て環境日本一推進戦略」に基づき、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた総合的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長：答弁】「子育て支援医療助成制度」についてでございます。

本制度は、子どもの健康の保持増進を図るため、平成5年10月に京都府と市町村が一体となって創設したものであり、この間、子どもや子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、拡充を図ってきています。

市町村や関係団体などからは、この制度をさらに充実できないかとの声を伺っており、令和6年11月に意見聴取会議を設置し、子育て支援団体や医療保険者、市町村など、さまざまな立場の方に委員として参画いただき、議論を重ねているところでございます。

委員の皆様からは「安心して子育てる上で欠かせない制度である。拡充する場合は、京都府や市町村の財政のほか、医療保険財政に与える影響も意識すべき」「本来、国で設ける制度であり、国への働きかけが必要」などのご意見をいただいているところでございます。

今後、こうしたご意見を踏まえますとともに、課題を整理し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

【教育長：答弁】浜田議員の質問にお答えいたします。中学校給食費の無償化についてでございます。

学校給食費の無償化は、現在、国において、本年6月に閣議決定されましたいわゆる「骨太方針2025」に基づき、小学校給食費の無償化にかかる制度設計が進められるとともに、中学への拡大も議論されているところでございます。

京都府におきましては、京都府市長会や町村会等から国に対する働きかけに関する要望がある中、全国都道府県教育委員会連合会を通して、中学校を含めた無償化の早期実現や、時間を要する場合には制度化されるまでの財政措置を求めているところでございます。

なお、「子どもの教育のための総合交付金」は、教育環境の充実向上を趣旨としていることから、給食費の負担軽減を目的とするものではなく、例えば地元食材の活用といった食育の推進に資する事業などに交付しているところでございます。

教育委員会といたしましては、給食費の無償化に係る財源の負担については、国において適切に判断されるべきであると考えており、どの自治体においても無償化に取り組めるよう、引き続き国に対して必要な要望を行ってまいります。

次に、高等学校生徒通学費補助制度についてでございます。

通学費につきましては、本来、ご家庭でご負担いただくものであり、全国的にも通学費補助を実施する府県が数少ない中、京都府では、高額な通学費を負担されている公立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の一部について補助を行っているところでございます。

高校生の通学事情は、離島があるといった地理的条件や公共交通機関の状況、入学者選抜を全県一区で行っているなどにより、各都道府県によって大きく異なります。

そうした中で、京都府においては、普通科において通学圏を設け、通学事情に配慮するとともに、通学費補助制度については、世帯収入が約900万円未満の方までを幅広く対象とし、さらに段階を設け、低所得者の方に手厚くなるよう補助しているところでございます。具体的には、年収が約250万円未満の住民税所得割非課税世帯に対しましては、通学費が月1万1000円、約472万円未満の世帯に対しましては月1万7000円、約900万円未満の世帯に対しましては月2万2100円を超えた額の2分の1補助をしております。

府教育委員会といたしましては、今後とも高校生が安心して学び続けられるよう支援してまいります。

【浜田議員：再質問】知事からの答弁で、私は子育て世代への経済的支援の必要性についての認識をお聞きしたのですけども、いろんな京都府がやっていることは紹介をされましたけれども、この経済的支援の必要性については答弁がありませんでした。

しかし、実際、今、京都府の経済的支援の取り組みというのは市町村任せになっているんじゃないかなと私は思っております。

とりわけ給食費の無償化については、一貫して「市町村への支援はできない」という姿勢で、先ほどの教育長の答弁でも国に要望するということにとどまっています。

しかし、青森県や和歌山県が市町村への支援に踏み出して、国も無償化に向けて動き出し、京都府は大きく立ち遅れています。

青森県がこの「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の実施に踏み切った要因について県の担

当者にお聞きをしたところ、今の宮下知事さんは、9年間むつ市長を務められて、2年前の知事選挙で初当選されたようですけれども、「市町村の苦労をよく知っているので、県が財政支援を行う決断をされたのではないか」、このように担当者はおっしゃっていました。

本府でも全ての市町村が小中学校の給食費を無償化できるように、京都府として財政支援を行うべきではありませんか。もう一度答弁をお願いします。

高校生の通学をめぐっては、通学費の負担が重いというだけではなくて、在来線やバス路線の減便や廃止が相次ぐ中で、タクシーの利用や保護者の送り迎えなど、保護者負担が増大しています。高校生の通学を保障するためにも、府の補助制度を抜本的に拡充するとともに、定期券や回数券がないような場合にも弾力的に運用することが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。お答えください。

【教育長：再答弁】浜田議員の再質問にお答えします。

その前に、申し訳ございません、先ほど答弁で補助制度を説明させていただきます時に、年収が約250万円未満の住民税所得割非課税世帯に対して、通学費が月1万1000円と申しましたが、1万円の間違いでございます。お詫びして訂正させていただきます。それでは、再質問にお答えいたします。

給食費の無償化に対する府の独自支援についてでございますが、現在、国において、全国どこの自治体でも無償化が可能となるよう制度設計が進めているところでございます。繰り返しになりますが、府教育委員会といたしましては、給食費の無償化にかかる財源負担については、都道府県ごとではなく国において適切に判断されるべきと考えており、今まさに進められている無償化の議論を踏まえ、必要に応じて要望を行ってまいります。

次に、定期券以外の通学費の補助についてでございます。

定期券以外に回数券ですとか、ライドシェアですとか、様々な通学方法が考えられます。公共交通機関がある場合、定期券で使われる場合が多いですが、実態に応じまして他の方法についても補助対象としております。以上でございます。

【浜田議員：指摘・要望】今日の答弁を聞いておりまして、青森県や和歌山県の実例も私ども出させていただきましたけれども、結局、「子育て環境日本一」を掲げながら、他府県の子育て支援策に比べて大きく立ち遅れている、このことをぜひ真摯に受け止めて、子育て世代への経済的支援を抜本的に拡充することを求めて、次の質問に移りたいと思います。

国の大原発最大利用方針を容認せず見直しを求めよ

【浜田議員】次に、原子力発電所の問題についてお聞きします。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から14年8ヶ月になります。原発事故で放出された大量の放射性物質は広範な地域を汚染し、今も約4万5千人が故郷に戻れずにいます。放射性物質を含んだ汚染水は1日80トンのペースで増え続け、溶け落ちた核燃料は取り出しの見通しあえ立ちません。このように福島原発事故は終わっていないにもかかわらず、国は今年2月に「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定し、「原発依存度を低減させる」という記述を削除し、原発の「最大限活用」を明記しました。

政府の方針転換を受けて、2月2日の新潟県議会本会議で花角知事が、東京電力柏崎刈羽原発の再稼働容認を改めて表明をし、その判断について県議会に信任を問う考えを説明しました。花角知事は、「柏崎刈羽原発の再稼働は県民の中で賛否が分かれるが、正確な情報提供と安全対策・防災対策の周知で、再稼働に対する理解が広がる」と発言しました。

同原発が再稼働されれば、福島第一原発事故後、東電が原発を再稼働するのは初めてとなります。しかし、福島原発事故の被害補償や、ふるさとの生業再建はまだ道半ばで、事故を起こした責任も果たしていない、そんな東電に、原発を再稼働する資格などありません。花角知事は、再稼働容認を撤回すべきだと思います。

京都では、9月議会の代表質問で、わが党の島田議員が、原発を最大限活用する「第7次エネルギー基本計画」に反対すべきとただしたのに対して、知事は「国の大原発最大限活用する」方針転換したこと、「従来の府の立場と同じだ」と認めたわけで、きわめて重大な答弁だと思います。國の方針転換を受け

て、近畿北部で「原発最大限活用」の具体化が一気に進み始めています。3月28日に高浜原発1号機の60年運転が全国で初めて許可されたのに続いて、11月4日には高浜原発2号機の60年運転が許可されました。さらに、関西電力は、11月5日に美浜原発での新規建設のため地質調査を開始したと発表しました。また、関西電力は、使用済み核燃料を半永久的に原発敷地内に貯蔵することになる乾式貯蔵施設の設置も進めています。14年前に福島に夫を残して2人の子を連れて大阪に避難されてきた、原発賠償関西訴訟原告団代表の森松明希子さんは、「関西を中心に西日本から次々と再稼働され、今回、関西電力が原発新設へ調査を開始しました。私たちが今まで受け続けている被害がなかったことにされようとしています」と怒りの声をあげています。当然だと思います。

そこで、お聞きします。京都府民の安心・安全を脅かす、隣接する福井県における原発最大限利用の具体化が進んでいることに対して、知事は容認されるのですか。明確な答弁を求めます。

昨年の能登半島地震では、地震と原発事故が同時に起これば、避難もできず、屋内退避もむつかしいことが証明されました。ところが、原子力規制委員会が本年6月に発表した、「原子力災害対策指針」の改定案では、UPZ30キロ圏内の住民は避難ではなく、「屋内退避を実施することが主要な防護措置である」と記しており、UPZ圏内では、屋内退避から避難に切り変わる場合も安定ヨウ素剤の服用も必要ないとするなど、被ばく防護対策が大きく後退しています。それなのに、9月議会の代表質問での知事の答弁は、「国の原子力規制委員会においては、屋内退避が難しい場合にはUPZ外へ避難することとされており、今後、屋内退避の具体的な運用の考え方を示すとされております」というもので、事実上、国の被ばく防護対策の後退を容認するものであります。この間、京都府とUPZ内市町は、原発事故が起った際の避難計画を作成し、避難道路の整備や要配慮者の避難体制の整備、災害時孤立対策、避難所の生活改善などにとりくんでこられました。今回の国の被ばく防護対策の後退は、これまでの自治体と職員のみなさんの努力に水を差すものではないでしょうか。知事は、このような、国の被ばく防護対策後退方針を容認されるのですか。お答えください。

【総合政策環境部長：答弁】 国の「第7次エネルギー基本計画」との認識についてでございます。原子力発電を含むエネルギーの問題につきましては、国全体で考えるべきものであり、国が責任を持って対応すべきものと考えております。国の「第7次エネルギー基本計画」におきましては、安全性の確保を前提に、エネルギーの安定供給を第一に、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとされていることから、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組む従来の京都府の立場と同じ方向を目指しているものと考えております。

なお、京都府といたしましては、原子力発電の運転につきましては、何よりも府民の安全性の確保がされるべきであるとの基本認識であり、これは今後も変わるものではございません。

【危機管理監：答弁】 原子力災害時の被ばく防護対策についてでございます。原子力災害時の被ばく防護対策につきましては、本年10月、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を改定され、屋内退避の位置づけや、被ばくの低減を図るための屋内退避の継続期間、避難への切り替え、解除など、屋内退避の運用に関する事項が定められたところでございます。

屋内退避は、その期間が長期にわたる可能性がある場合には継続の可否を判断する必要があり、その判断は、物的な面での生活維持等の観点から屋内退避実施後3日目を目安として行うことや、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は屋内退避中にも実施できることなどが具体的に盛り込まれたものであり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮断することにより被ばくの低減を図るという方針を変更されたものではないと承知しております。

京都府といたしましては、引き続き、UPZ内市町と連携し、避難関連施設の整備や実動訓練による避難の実効性の向上など、ハード・ソフト一体で原子力防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

原子力災害対策指針の後退に合わせて府の対策を後退させるな

【浜田議員：再質問】 被ばく防護対策の後退問題についてだけ再質問させていただきます。今答弁では今までの方針と変わらないというふうに言われましたけれども、明らかに私は後退だと思います。国の「原子力災害対策指針」の改定案が、パブリックコメントが終わって、今後、各自治体へこれどう対応するのかということの検討が始まります。30キロ圏内の住民は避難でなく屋内退避を優先するということや、

屋内退避から避難に切りかわる場合も安定ヨウ素剤は服用をしないなど、被ばく防護対策を後退させるというこの方向については、絶対やるべきではないというふうに考えますが、どう対応するのか、明確にお答えいただきたいと思います。

【危機管理監：再答弁】浜田議員の再質問にお答えいたします。安定ヨウ素剤の服用についてでございます。国の「原子力防災対策指針」において、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、予防または低減をすることが可能とされているところでございます。

また、原子力規制庁が作成された原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&Aにおきましても、屋内退避から避難に切りかえる場合にも、一律に安定ヨウ素剤を服用する必要はなく、必要と判断された場合に限って服用することと記載されており、安定ヨウ素剤の服用に関する判断について変更はないものと承知しております。

【浜田議員：指摘要望】答弁では、繰り返し国の方針に変更がないというふうに言われますけれども、明らかに、この「第7次エネルギー基本計画」で原発を最大限利用ということに方針転換をし、そして被爆の防護についても後退をしているというのは明らかであります。京都府は原発立地県ではありませんけれども、大飯原発や高浜原発からUPZ30キロ圏内に住む京都府民の人数は福井県民の人数を上回っており、もし原発事故が起これば、本府は立地県以上の被害を受けることになります。

だからこそ、知事も国に対して立地県並みの権限を求めていたんだと思います。そうであるならば、原発最大限利用の具体化や被ばく防護対策の後退に対しては、京都府として国にはっきりと物を言うべきだ、と指摘して、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

«他会派の一般質問項目»

12月8日

家元優議員（自民・福知山市）

- 1 京都府の森林整備と林業振興について
- 2 京都府の有害鳥獣（クマ）対策について

青木義照議員（自民・京都市中京区）

- 1 伝統文化の継承について
- 2 文化財の保存・活用について
- 3 外国資本による不動産取得について

田中健志議員（府民・京都市中京区）

- 1 カスタマーハラスマント対策の強化について
- 2 広域行政の役割、特に専門人材の確保について
- 3 リカレント教育のさらなる推進について

中島武文議員（自民・宮津市及び与謝郡）

- 1 災害時の備蓄体制の強化について
- 2 半導体産業の振興について
- 3 災害に強い丹後半島の道路ネットワーク構築について
- 4 平安騎馬隊について

12月9日

瀧脇正明議員（自民・京都市伏見区）

- 1 京都府におけるサイバーセキュリティ対策について
- 2 日本酒の地理的表示（GI）指定を活かした「京の酒」のブランド力向上と販路拡大について
- 3 京都ゆかりの研究者によるノーベル賞受賞を契機とした理系教育の推進について

相原佳代子議員（府民・城陽市）

- 1 「子育て環境日本一・京都」の取組のさらなる周知について
- 2 「手話施策推進法」の施行を受けての京都府での取組について
- 3 新名神高速道路供用開始で期待される効果と木津川右岸地域の道路整備について

小巻久美議員（自民・京都市下京区）

- 1 高齢者単身世帯の住宅確保について
- 2 災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化と人材育成について
- 3 京都府における自殺対策について

北川剛司議員（維国・京田辺市及び綾喜郡）

- 1 防災対応におけるドローン活用の有効性について
- 2 有害鳥獣対策について

12月10日

小鍛治義広議員（公明・京都市南区）

- 1 子育て環境日本一を目指す京都の小規模保育への支援強化について
- 2 帯状疱疹ワクチンの自己負担額軽減及びRSウイルス感染症に対するワクチンの情報発信強化について
- 3 夜間中学校の設置に向けた取組について
- 4 運転免許学科試験の予約登録システムの改善及び常時左折可能な交差点のさらなる円滑な運用について

能勢昌博議員（自民・長岡京市及び乙訓郡）

- 1 インドでの海外調査を通じて見えた本府で取り組む課題について
 - (1) 今後の国際交流について
 - (2) 外国人労働者の受け入れについて
 - (3) 府内企業のインド進出について
- 2 京都府流域下水道事業について
 - (1) 京都府流域下水道事業経営戦略について
 - (2) 汚泥処理の広域化・共同化について

楠岡誠広議員（維国・宇治市及び久世郡）

- 1 「こども誰でも通園制度（国）」及び「親子誰でも通園制度（府）」について
- 2 通級における指導（通級指導教室）について